秋田県子ども・女性・障害者相談センター条例施行規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十二号

秋田県子ども・女性・障害者相談センター条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、秋田県子ども・女性・障害者相談センター条例（令和五年秋田県条例第十号。第四条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第二条　秋田県子ども・女性・障害者相談センター（次条及び第五条において「センター」という。）の使用時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

２　知事は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

（休業日等）

第三条　センターの休業日は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

２　知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

３　知事は、必要があると認めるときは、休業日であってもセンターを使用させることができる。

（使用料等の減免の申請）

第四条　条例第四条の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（補則）

第五条　この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（秋田県精神保健福祉センター管理規則及び秋田県福祉相談センター管理規則の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

一　秋田県精神保健福祉センター管理規則（昭和五十四年秋田県規則第三十二号）

二　秋田県福祉相談センター管理規則（平成十七年秋田県規則第二十五号）

（児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則の一部改正）

３　児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則（昭和四十八年秋田県規則第十五号）の一部

を次のように改正する。

第二条第二項中「児童相談所長に」を「児童相談所長（中央児童相談所にあっては、子ども・女性・障害者相談センター所長。以下同じ。）に」に改める。

（知的障害者福祉法施行細則及び身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

4　次に掲げる規則の規定中「福祉相談センター所長」を「子ども・女性・障害者相談センター所長」に改める。

一　知的障害者福祉法施行細則（平成十一年秋田県規則第四十三号）第二条

二　身体障害者福祉法施行細則（平成十六年秋田県規則第三号）第三条

（児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正）

5　児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成十三年秋田県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「児童相談所長」の下に「（中央児童相談所にあっては、子ども・女性・障害者相談センター所長。次条において同じ。）」を加える。

（知事の権限に属する身体障害者手帳及び療育手帳に関する事務を福祉相談センター所長に委任する規則の一部改正）

6　知事の権限に属する身体障害者手帳及び療育手帳に関する事務を福祉相談センター所長に委任する規則（平成二十一年秋田県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名、第一条及び第二条中「福祉相談センター所長」を「子ども・女性・障害者相談センター所長」に改める。